

佐世保労働基準監督署発表
令和8年8月4日（火）

報道関係者 各位

令和8年8月4日（火）

【照会先】

佐世保労働基準監督署

○副 署 長 いしづ ひろき
石津 洋超
監 督 課 長 とおはた さとる
遠畑 暁
(電話)0956-24-4164

労働安全衛生法違反容疑で書類送検

～労働者死傷病報告書を遅滞なく提出しなかった疑い～

佐世保労働基準監督署(署長 舟木裕人)は、本日、有限会社富義建設及び同社代表取締役Aを、労働安全衛生法違反の疑いで、佐世保区検察庁に書類送検しました。

【事件の概要】

令和5年9月19日午後4時頃、有限会社富義建設が佐世保市から請け負った、佐世保市重尾町内の災害復旧工事現場において、同社の労働者がドラグ・ショベルに接触して負傷する労働災害が発生していたにもかかわらず、遅滞なく労働者死傷病報告書を所轄労働基準監督署である佐世保労働基準監督署に提出しなかった疑い。

1 被疑者

ゆうげんがいしゃとみよしけんせつ
(1)有限会社富義建設

本社所在地：佐世保市浦川内町

事業内容：土木工事業

(2)同社代表取締役A

2 違反条文

被疑者有限会社富義建設、被疑者Aともに、労働安全衛生法違反

労働安全衛生法 第100条第1項(報告等)

労働安全衛生規則第97条第1項(労働者死傷病報告)

同法 第120条第5号(罰則)

同法 第122条(両罰規定)

3 事件の内容

令和5年9月19日午後4時頃、有限会社富義建設が佐世保市から請け負った、佐世保市重尾町内の災害復旧工事現場において、同社の代表取締役が運転していたドラグ・ショベルのクローラー後部に同社の労働者が接触して、右足首部を骨折する労働災害が発生し、同労働者はこの負傷により4日以上休業していたにもかかわらず、同社は所轄労働基準監督署である佐世保労働基準監督署に、遅滞なく労働者死傷病報告書(様式第 23 号)を提出しなかった疑いがあるものです。

4 労働者死傷病報告

労働安全衛生規則では、労働者が労働災害による負傷・疾病等のため、死亡、休業となったときには、所轄労働基準監督署に労働者死傷病報告を行うように義務付けています。

死亡及び休業4日以上労働災害の場合は、遅滞なく報告する必要があり、休業4日未満の労働災害(休業災害)の場合は、四半期分をまとめて、翌月の末日までに報告する必要があります。

(例えば、1月から3月までに発生した休業4日未満の休業災害については、翌月の4月中にまとめて報告することになります。)

5 その他

令和7年1月以降、労働者死傷病報告は、原則、電子申請による報告となっていますが、やむを得ない場合には、書面による提出も認められています。

本件災害発生当時は、旧様式(様式第 23 号)の労働者死傷病報告書を提出することになっていました。

関係法令

労働安全衛生法 第100条第1項(報告)

厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者、労働者、機械等貸与者、建築物貸与者、通知対象物譲渡者等又はコンサルタントに対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

(以下省略)

労働安全衛生規則 第97条(労働者死傷病報告)

【令和6年12月まで】

第九十七条 事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、様式第二十三号による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

【令和7年1月以降】

第九十七条 事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒(以下「労働災害等」という。)により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、電子情報処理組織を使用して、次に掲げる事項を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

一 労働保険番号(建設工事の作業に従事する請負人の労働者が労働災害等により死亡し、又は休業した場合は元方事業者の労働保険番号)

二 事業の種類並びに事業場の名称、所在地及び電話番号

三 常時使用する労働者の数

四 建設工事の作業に従事する労働者が労働災害等により死亡し、又は休業した場合は当該工事の名称

五 事業場の構内において作業に従事する請負人の労働者が労働災害等により死亡し、又は休業した場合は当該事業場の名称

六 建設工事の作業に従事する請負人の労働者が労働災害等により死亡し、又は休業した場合は元方事業者の事業場の名称

七 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第二条第二号に規定する派遣労働者が労働災害等により死亡し、又は休業した場合は、当該報告を行う事業者が当該派遣労働者に係る同条第四号に規定する派遣先又は同号に規定する派遣元事業主のいずれに該当するかを別並びに当該派遣先の事業場の名称及び郵便番号

八 労働災害等により死亡し、又は休業した労働者の氏名、生年月日及び年齢、性別、職種、当該職種における経験期間並びに傷病の名称及び部位

九 休業見込期間又は死亡日時

十 労働災害等により死亡し、又は休業した労働者が外国人(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の一の表の外交又は公用の在留資格をもつて在留する者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)に定める特別永住者を除く。)である場合はその国籍又は地域の名称及び在留資格の区分

〔編注〕本条第一項第一〇号は、令七省令第一二〇号により次のとおり改正され、令和九年一月一日から施行される。

十 労働災害等により死亡し、又は休業した労働者が外国人(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の一の表の外交又は公用の在留資格をもつて在留する者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)に定める特別永住者を除く。以下同じ。)である場合はその国籍又は地域の名称及び在留資格の区分

十一 労働災害等の発生日時、発生場所の所在地、発生状況及びその略図並びに原因

十二 報告年月日並びに事業者及び報告者の職氏名

(根 一〇〇①)

2 (省略)

労働安全衛生法 第120条第5号(報告)

次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

(第一号～第四号、第六号 省略)

五 第百条第一項又は第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかつたとき。

労働安全衛生法 第122条(両罰規定)

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百十七条、第百十九条又は第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。